

総合科学技術・イノベーション会議
第116回生命倫理専門調査会 議事概要(案)

日時：令和元年6月12日(水) 14:01～15:19
場所：中央合同庁舎第8号館6階623会議室

出席者：(生命倫理専門調査会専門委員)

青野由利、阿久津英憲、五十嵐隆、小川毅彦、甲斐克則、神里彩子、
久慈直昭、小出泰士、平川俊夫、森崎裕子、米村滋人

(参考人)

国立成育医療研究センター理事/研究所長 松原洋一

(関係省庁)

厚生労働省子ども家庭局母子保健課課長補佐 梅木和宣

厚生労働省大臣官房厚生科学課研究企画官 黒羽真吾

事務局：松尾浩道大臣官房審議官、長谷部和久参事官、前澤綾子企画官

議事：1. 開会

2. 議題

(1) 第115回「生命倫理専門調査会」及び第19回「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」見直し等に係るタスク・フォース」議事概要(案)

(2) 「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」見直し等に係るタスク・フォース報告書(第二次報告)のパブリックコメントの結果報告

(3) 「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」の見直し等に係る報告(第二次)～ヒト受精胚へのゲノム編集技術等の利用等について～(案)」について

(4) 今後の議論の進め方について

(5) その他

3. 閉会

(配布資料)

- 資料 1 第 115 回「生命倫理専門調査会」及び第 19 回「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」見直し等に係るタスク・フォースの合同開催 議事概要(案)
- 資料 2 「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」見直し等に係るタスク・フォース報告書(第二次報告)パブリックコメントの結果
- 資料 3 「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」の見直し等に係る報告(第二次)～ヒト受精胚へのゲノム編集技術等の利用等について～(案)
- 資料 4 今後の議論の進め方について

- 参考資料 1 日本科学未来館(内閣府共催)トークセッション「ヒト受精胚での研究 どう考えますか?」結果報告

議事概要：

(五十嵐会長代理) それでは、定刻になりましたので、総合科学技術・イノベーション会議、C S T I の第 1 1 6 回生命倫理専門調査会をこれから開催させていただきます。

構成員の先生方には、お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

今日は、福井会長が御欠席です。そのため、私、代理の五十嵐が座長を務めさせていただきます。どうぞよろしく願います。

初めに、今日の委員の出席状況の報告をお願いいたします。

(長谷部参事官) お手元に生命倫理専門調査会の名簿を配布させていただいておりますので、御参考に御覧ください。

本日の会議の構成員の御出席の状況を御報告いたします。

上山隆大 C S T I 議員、松尾清一 C S T I 議員、福井次矢会長、加藤和人専門委員、藤田みさお専門委員、水野紀子専門委員から御欠席の御連絡を頂いております。米村委員、小出委員におかれては、遅れての御出席でございます。

それから、参考人といたしまして、国立成育医療研究センター理事、研究所長、松原洋一先生に御出席いただいております。

本日の会議には、17名中、遅れて出られる方も含めて11名が御出席であることを御報告いたします。

以上でございます。

(五十嵐会長代理) ありがとうございます。

続いて、事務局から今日の配布資料の説明をお願いいたします。

(長谷部参事官) 配布資料の確認をさせていただきます。

資料は議事次第にありますように、5種類ございます。資料は4種類で、参考資料は1種類ございます。過不足、落丁等がございましたら、事務局までお申し出ください。お手元にあるドッチファイルですが、利用頻度の高い資料をまとめたものです。必要に応じて御覧いただければ幸いです。

続きまして、当会議室のマイクの使用法について御説明させていただきます。

発言される際には、お手元のマイクの右のスイッチをオンにして御発言ください。なお、発言終了後は、マイクのスイッチをオフにさせていただきますよう、お願いいたします。

傍聴及び取材の皆様にお伝えします。

円滑な議事の進行のために、これ以降の写真撮影等はお控えいただきますよう、お願いいたします。御協力のほど、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

(五十嵐会長代理) ありがとうございます。

では、今日の議題と議事の進め方について、初めに御説明をさせていただきます。

まず、議題1では、前回の議事録の概要案を御確認いただきたいと思います。議題の2で、パブリックコメントの結果について事務局から説明を頂きました後に、議題3で、報告書案について生命倫理専門調査会として決定をしたいと考えています。

なお、会の後半では、議題4の今後の議論の進め方について、皆様に御議論を頂きたいと考えています。

それでは、議事次第に従いまして進行していきたいと思います。

まず議題1、前回ですけれども、第115回生命倫理専門調査会及び第19回「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」見直し等に係るタスク・フォースの合同開催議事録案がありますけれども、この資料1の議事録概要案を御覧いただきたいと思います。

前回の会議の出席者の御発言の部分につきましては、事前に送付をいたしまして御確認を頂いております。改めて、この場で何か修正等ございますでしょうか。

よろしいですか。

では、御異議がないようですので、これをもって承認といたしたいと思います。ありがとうございました。

この議事録は、生命倫理専門調査会運営規則第10条に基づきまして、公開をさせていただきます。

では、議題の2、パブリックコメントの結果報告に移りたいと思います。

今年の4月25日から5月24日に実施しましたタスク・フォース報告書に対するパブリックコメントの結果について、事務局から説明をしていただきます。

なお、パブリックコメントは報告書とも連動いたしますので、議題3の報告書案とあわせて進めさせていただきます。

では、事務局から御説明をお願いいたします。

(長谷部参事官) それでは、パブリックコメントの結果について説明いたします。

資料2を御覧ください。

1ページ目に、パブリックコメントの結果の概要をまとめております。2ページ目以降に、個々のパブリックコメントを記載してございます。

まずは、1ページ目のパブリックコメントの結果の概要について説明いたします。

パブリックコメントは、先ほど五十嵐会長代理から御説明がありましたとおり、4月25日から5月24日の1か月間実施したところでございます。

件数としましては、意見数18件、18人から御意見が寄せられてございます。

2のパブリックコメントの集計結果について、テーマ別集計を御覧ください。

テーマ別集計は、2ページ以降の個々のコメントをテーマ別に集計したものでございます。新規作成胚に関連する御意見が5件、ヒト胚を用いた研究全般、遺伝性・先天性疾患に関連する御意見が4件ずつ、生殖補助医療、着床前診断に関連する御意見がそれぞれ3件ずつとなっております。そのほか、核置換、臨床利用、規制の枠組み、研究の透明性確保、国民的議論、その他の御意見がそれぞれ1件ずつございました。

今からの説明は、資料2と資料3の報告書案を用いて説明いたします。資料2のパブリックコメントに対する資料3の報告書部分を確認しながら説明させていただきます。

今回18件のパブリックコメントを紹介いたしますが、既に報告書案には反映されており、今回新たに報告書案に反映する必要はなかったものと事務局としては考えております。また、最終的に御意見を頂ければと思います。

それでは、個々のパブリックコメントを紹介いたします。

コメントの2ページを御覧ください。

左の列に番号を振ってございますので、こちらの意見番号に沿って御意見の紹介等を簡単にしまして、回答案を示させていただきます。

意見番号 1 から 4 でございますが、おおむね御賛同の御意見を頂いております。新規作成胚、生殖補助医療に関する研究を推進するとの御意見でございます。2 ページ目、3 ページ目、4 ページ目にかけてがそういった御意見でございます。

次に、4 ページになりますが、意見 5 でございますが、こちらにも賛同の御意見を頂いております。御意見の中の 10 行目あたりでございますが、「ゲノム編集をめぐる社会的な議論は遅れているように思う。患者団体での議論も、用語ひとつとっても難しく、理解に困難があるため、なかなか進まない。科学者が議論の輪の中に入り、討論できるような仕組みができないだろうか。」とございます。

この意見に対しまして、生命倫理専門調査会として、議論の結果等を分かりやすく発信するなど、国民的な議論について検討したいと考えております。報告書案では、25 ページにその旨を記載させていただいております。

後ほど御報告させていただきますが、先月、日本科学未来館の方でもこういった取組の一環として国民との対話をしておりますので、また後ほど御紹介させていただきます。

意見 6 から 8 でございます。

こちらにも御賛同の方向の御意見を頂いております。こちらは推定ですが、御自身もしくは御家族が遺伝性・先天性疾患の患者様の御意見でございます。

遺伝性・先天性疾患研究の積極的な推進を期待されており、意見番号 7、8 では、新規作成胚での研究推進を期待されています。この点に関しましては、本報告書案におきまして、遺伝性・先天性疾患研究を目的としたヒト受精胚のゲノム編集を行う基礎的研究については、余剰胚を用いる研究を容認するとしておりますが、御要望のありましたヒト受精胚の作成を伴うゲノム編集技術等を用いる研究についても、引き続き検討することとさせていただきます。

次の 6 ページになりまして、意見番号 9 でございますが、こちらにも基礎研究範囲の拡大に御賛同の御意見でございます。規制の枠組みについても御意見を頂いております。この点に関しましては、本報告書案の 5 ページ目でございますが、研究として行われる臨床利用及び医療提供として行われる臨床利用に対しては、法的規制のあり方を含めた制度的枠組みの具体的検討を関係府省に求めることとしてございます。

意見10から11でございます。

こちらは、ヒト胚を用いた研究全般に関する御意見でございます。ヒト胚の取扱いについて、特別な扱いをすること自体に反対であり、研究推進が阻害されるような規制をかけるべきではないという御意見でございます。

この点に関しましては、「基本的考え方」において、ヒト受精胚は「人の生命の萌芽」と位置づけられるものであり、人の尊厳の観点から特に尊重を要する存在であるとされてございます。そのため、研究材料として使用する目的で新たなヒト胚の作成及び目的いかんにかかわらずヒト受精胚を損なう取扱いは認められないことを原則としており、本報告書案では、この基本原則自体は引き続き維持することが適切であることを再確認した上で、ヒト受精胚にゲノム編集技術を用いる研究については、科学的合理性及び社会的妥当性の観点から検討を行うとしております。

こちらは、報告書案の2ページ、3ページあたりに記載してございます。

続きまして、7ページの意見番号12でございます。

こちらは、ヒト胚を用いた研究全般に対する反対の御意見でございます。

まず4行目の平成16年報告の「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」にある「生殖補助医療で破棄されることが決まった「余剰胚」に限定して、研究利用を個別審査によって認めるとしたこと」という御認識の上での御意見でございます。

この基本的認識に関しまして、「基本的考え方」においては、研究目的のヒト受精胚の作成・利用は、基本原則における例外の条件を満たす場合に容認し得るとされておりまして、生殖補助医療研究を目的とする基礎研究については、この例外の条件に照らし、研究用受精胚の作成・利用は容認されるとされておるところでございます。

また、8行目のあたりのゲノム編集を応用する研究に、新規胚を作ってもよいとしたことについて、根本的に審議が不足しているとの御意見がございました。また、20行目あたりに優生政策への懸念について御意見を頂いております。

この御意見に対しましては、生命倫理専門調査会では、第一次報告以降、「基本的考え方」を起点とし、生命倫理専門調査会を8回、タスク・フォースを13回開催し、それぞれ研究分野の研究者、遺伝性・先天性難病の当事者、日本学術会議関係者、日本医学会などから御意見を伺いながら、研究で得られる科学的知見のみならず、ヒト受精胚を用いた研究に伴う倫理的課題についても検討を重ねてまいりました。優生思想に関しては、人類遺伝学的観点や難病当事者の立場からの御意見を伺

っており、報告書案 10 ページにまとめております。

また、遺伝性・先天性疾患研究を目的とした研究用新規作成胚の作成を伴う研究については、倫理的観点からなお慎重な検討が必要との御意見を踏まえ、そのような観点を中心に引き続き検討をすることとしてございます。こちらの方は、報告書では 19 ページ、20 ページあたりに記載してございます。

9 ページにまいりまして、意見番号 13 でございます。

こちらにもヒト胚を用いた研究全般に関する反対の御意見で、ヒト受精胚の取扱いにより、SF の世界のような動物が生まれる可能性があり、一切禁止すべきとの御意見でございます。

この点に関しまして、今般の第二次報告書案では、研究として行われる臨床利用及び医療提供として行われる臨床利用に対しては、法的規制のあり方を含めた制度的枠組みの具体的検討を関係府省に求めることとしております。

ヒト受精胚にゲノム編集技術等を用いる研究については、個別研究計画において適切な審査が行われることを前提に、生殖補助医療目的、または遺伝性・先天性疾患研究目的に限り容認することとしております。

また、その取扱い期間は、原始線条の形成前までに、最大 14 日以内に限定することとしており、御指摘のような動物が誕生する懸念はございません。

それから、意見 14 から 16、9 ページから 10 ページにかけてでございます。

意見番号 14 から 16 ですが、着床前診断の推進に関する御意見でございます。こちらに関しましては、今回の報告の直接の検討課題ではございませんが、今後の検討における参考にさせていただきたいと考えております。

意見 17 番でございます。

こちらは、クローン個体に関する御意見でございます。第二次報告書案においては、人クローン胚については議論の範囲に含まれておりません。また、我が国においては、クローン法によりまして、クローン個体をつくり出すことは禁止されてございます。その旨記載させていただいております。

意見の 18 でございます。

こちらは、受精する前の精子または卵子のゲノムを編集して受精させる場合はどうなるのか明らかにすべきとの御意見でございますが、本報告書案においては、受精した胚のゲノムを編集する場合に加え、受精する前の精子または卵子のゲノムを

編集してから受精させる場合も含めて、研究用新規胚の作成としています。こちらは、報告書の17ページ、2つ目の丸で記載してございます。

パブリックコメントの結果は以上でございます。

(五十嵐会長代理) 御説明ありがとうございました。

本日は、専門委員の先生方に、このタスク・フォース報告書に基づいて、CSTIとしての報告書の原案を御検討いただきたいと思っております。

今御説明を頂きましたCSTIの原案は、本日御承認いただけましたら、CSTIの本会議に議題として上げた上で決定をされます。これまでの経緯を踏まえますと、もし可能でしたら今日の会議で一定の結論に達したいと考えております。そういう意味で、専門委員の皆様には御協力を頂きたいと思っております。

それでは、このパブリックコメントと、それからCSTIの原案、これは配布されておりますけれども、これについて御意見、御質問をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

久慈委員、どうぞ。

(久慈専門委員) このパブリックコメントは、みんな貴重な御意見で、それぞれの立場はもっともだと思えますが、やはり一番気になるのは12番の意見です。この12番の方は、16年のときにどういう経緯でこのヒト胚の取扱いの基本的な考え方が決まったか、そのときに非常に例外的な形で研究が認められたということをおっしゃって、その上で新規胚を作ってもいいということはどうなのかということと、それから人の多様性と個人の尊厳を攪乱するということに関してはどう答えるのかということをおっしゃっています。私個人は今回の第二次報告書には全面的に賛成ですけれども、一方でこういう意見に対して、この報告書が、テクニカルな意味かもしれませんけれども、文面で趣旨がちゃんと伝わるような形になっているのかどうかというのは、少し考える必要があるかなと思っております。

やはり平成16年に決まった「胚の取扱いの考え方」と今とでは研究できる範囲も違う、我々を取り巻く社会的状況も違うということが、結論が少し変わってきた原因だと思えますが、そのことをある程度包括的に、この報告書の中で明記しないでこのまま先へ進んでいくと、例えば慎重な意見があるというふうに付記したとしても、ではそれがどういうふうに生かされたのかという意見がずっと出てくると思います。それからもう一つ、これから先に研究の審査体制を考えると、非常にこれが基礎研究であるのか、それとも臨床に直結するような、要するに将来的には、そのヒト胚を体に戻すというようなことを見据えた研究であるのかという境目が、

非常に難しくなってくる研究があると思うんですね。そうすると、これに慎重な意見の先生方からは、そうすると全部通っちゃうんじゃないかというおそれが出てくると思いますし、逆に科学者で研究を推進する立場からは、余りにこの審査体制が厳しくなって、結局は実質的な研究を行えなくなってしまうという、そういう懸念が出てくるんじゃないかと思います。

ですので、どういう経緯でこの報告書がまとまって、もちろん通過地点ですから最終的な結論ではないと思うんですけれども、これからどういう方向に向かっていくためにこの報告書を作ったという、その文言というものが何か少し舌足らずというか、もう少しうまく説明できるのではないかと思います。その点について、事務局の方で第二次案を考えていただいたと思うんですけれども、どういうふうに考えてくださったのか、ちょっとお聞きしてみたいなと思います。

(五十嵐会長代理) 検討の背景等には書き込まれてはいるが、久慈委員の御指摘はそれでは不十分という御意見ですね。

(久慈専門委員) そうですね。

(五十嵐会長代理) これは事務局、どうでしょうか。

(前澤企画官) 事務局でございます。

まず、今回の議論は平成16年の「基本的考え方」を起点にして御検討いただいていると。その上で、技術のいろいろな進歩、発展に伴って、16年の「基本的考え方」に沿って、このヒト受精卵へのゲノム編集技術等の適用を考えるとどうなるかということについて議論いただきまして、それをまとめたものでございます。

それから16年の「基本的考え方」のリンクというのは、それぞれの検討課題、すなわち余剰胚を用いた遺伝性・先天性疾患研究についてですとか、あるいは生殖補助医療研究のための研究用新規胚の作成についてですとか、課題を丁寧に説明しております。

特に新規胚の作成につきましては、平成16年の「基本的考え方」において、既に生殖補助医療研究のためには新規胚の作成も容認されると、そこを起点に結論を導いてございまして、少しこのパブリックコメントの12番の御意見は、そのところを余り踏まえておられない御意見なのかなという気もいたしますけれども、そういう今までの検討経緯の積み重ねでこの報告書ができているということは、御理解いただきたいと思います。

それから更に報告書の25ページの下から2つ目の丸でございますけれども、

「基本的考え方」を土台にして過去の関連の議論の結果等を分かりやすく集約した文書が作成されることが必要と考えられる。」と。これは今後の国民的な議論、それから国際的な協調への発信を踏まえての記載でございますけれども、久慈委員の今の御意見を踏まえまして、ここの文章を更に分かりやすく工夫させていただくのかなと考えております。

(五十嵐会長代理) いかがですか。

(久慈専門委員) ありがとうございます。

そのことは、ここにいらっしゃる先生方は、もうよく御存じだと思っておりますね。ただこの報告書の中で、どこからそれが読み取れるのかということをお聞きしています。今、「わかりやすく集約する」とおっしゃってくださって、それはとてもいいことだと思っておりますけれども、集約するからには、この報告書本文の中にその文言が何かなければいけないと思っております。

もう一つは、これから多分、遺伝性疾患の議論を進めていくときには、必ず将来の臨床応用のことを考えながら議論を進めていくしかないと思っておりますが、その臨床応用については、実は一方では胚移植を禁止するというところでシャットアウトしてしまってこの報告書は成り立っています。そうすると、この報告書を金科玉条にしてしまうと、もう遺伝性疾患のことは全く議論ができないというようなことになりかねない。だから、そうではないんだということも、やっぱりちょっと書いておかなきゃいけない。

言いたいことは、そういうふうに生殖補助技術目的の研究とか、遺伝目的の研究とかということ、確かに分けて考えなければいけないことはあるんですけれども、では何でこの報告書を作らなければいけなかったのかと、こういうふうに少しずつ研究を、基礎研究だけでも認めようという方向にしなければいけなかったかということ、この報告書の中から読み取れるようにした方がいいかなという、そういう意見です。

(前澤企画官) 久慈先生、ありがとうございます。

先ほどの私の回答をまとめて申し上げますと、まず「1. 検討の背景・状況及びヒト受精胚の取扱いにかかる基本的な認識について」というところ、それから2の個別論点の各項目の冒頭に、これまでの議論の経緯というものをまとめてございますので、こういうものをベースにしまして、ちょっとまた分かりやすい、伝わりやすい資料を工夫したいと考えております。

それから、臨床利用についてでございますけれども、1つは、飽くまでも現時点

において技術的な安全性、それから社会的な倫理的な議論がまだ不十分であるということから、現時点においては臨床利用を認めることはできないと。こう書きつつ、4ページの上から2つ目の段落の一番下のなお書きでございますけれども、この臨床利用に係る見解は、技術的進展、社会的受容の変化による見直しを否定するものではないことに留意するべきであると、一応将来を見据えた表現にしております。

さらに、具体的な審査内容、研究計画と言ってもよいかもしれませんが、それにつきましては、病態解明だけではなくて治療法の開発も含めて、ただし基礎的研究として体内移植を伴うような臨床利用ではない、もちろんその範囲ででございますけれども、治療法開発も含めた形で今回容認するという方向で御議論いただいて、この報告書にも反映しております。

(五十嵐会長代理) 久慈委員、それでよろしいですか。

(久慈専門委員) ええと……。

(米村専門委員) ちょっと私から発言させていただいてよろしいですか。

(五十嵐会長代理) 米村委員、どうぞ。

(米村専門委員) 本来、事務局からお答えいただくべきことだろうと思いますが、まず、この報告書の中で、その種の大枠の検討の経緯や状況変化に関しては、確かにそんなに厚い記述はされていないと思います。3ページから4ページにかけての総論的検討の箇所では、平成16年の「基本的考え方」のどこの部分を尊重すべきなのかというようなことは書かれているのですが、検討に至った基本的な経緯などは、ここには書かれておりません。

ただ、この報告書は二次報告ですので、一次報告とあわせてお読みいただくという前提でそのようになっているものだというのが私の認識です。一次報告の方には、その種の記載がきちんとございます。お手元の資料に、昨年的一次報告が入っておりますけれども、その冒頭、1ページの1.の経緯のところ、最後の2行ですが、「しかし、「基本的考え方」が対象とするヒト受精胚については、その初期発生、発育(分化)等について未だ解明されていない点が多数存在している。」とあり、さらにいくつかの最近の状況の指摘があった上で、「このような現状に鑑み、生命倫理専門調査会では、……「今後の検討方針」をまとめた。この検討方針では、ゲノム編集技術のような最先端技術のヒト受精胚への応用に当たっても生命倫理の遵守と研究の推進の両立が可能となるよう「基本的考え方」の見直しも含め検討を行」ったという記述がございます。

したがって、科学的知見の変化があり、見直しをせざるを得なくなっているとい

うことが、そもそもの検討の出発点になっているということは、ここに書かれているというのが私の認識です。第二次報告だけをご覧になると、その部分が不十分であるように見えるかもしれませんが、一次報告とあわせて読んでいただくと、その点は十分に伝わるように思います。

なお、この12番の意見の方に関しましては、そもそもの平成16年の「基本的考え方」の内容理解が、少なくとも私とは違っていると思われれます。ただ、仮に12番の方の理解を前提に、非常に厳格な形でしか研究利用を認めないというのが平成16年の「基本的考え方」のスタンスであったと仮定しても、そのことを踏まえて、今日において、その考え方を維持してよいのかどうかを検討するのがタスク・フォースの課題であり、また、この生命倫理専門調査会でも検討すべき問題だということになりますので、その点を踏まえて、平成16年の「基本的考え方」の中で維持すべき部分を維持し、変更すべき部分を変更するという形で結論をまとめたということで、何ら問題はないと考えております。

(五十嵐会長代理) ありがとうございます。

久慈先生、いかがですか。

(久慈専門委員) ありがとうございます。

確かに、そう言われてみれば、平成16年のものを基本的な考え方として、それを改変する必要が出てきたので議論を始めるという、そのスタート時点のことは、第一次に書いてあったと思うんですが、今、米村委員がおっしゃった、ではそのときにどういうふうに変えていくのかという、その経緯というものに関しては、第一の報告書から第二の報告書が出てきたので、余り非常に手厚くは書かれていない。そのことは、このパブリックコメントの端々に出てきているような気がするんですが。

(五十嵐会長代理) そうしますと、第二次報告案のどこに久慈委員が御指摘されたことを追記したらいいでしょうか。

(久慈専門委員) これは個人的な意見ですけれども、やっぱり入れるとしたら、この目次の中の1番、検討の背景・状況というところだと思うんですね。そのところに、今、米村委員がおっしゃられた第一次報告のことも引いて、その後、タスク・フォースと生命倫理専門調査会でした議論で、こういうところは16年と同じだけれども、こういうところは16年とは違ってきているというような文言をどこかに足していただいて、そうすると非常に分かりやすい報告書になるんじゃないかと思いません。

(五十嵐会長代理) ありがとうございます。分かりました。

青野委員、何か御意見は。

(青野専門委員) 私は久慈委員がおっしゃったことは、私も感じるどころという言い方は変ですけども、タスク・フォースの委員をしていたので、これを議論してきた側の立場ではあるんですけども、私もこの12番の方がおっしゃるような疑問というのが、こういう疑問を持つ方はいまだに、それなりにいらっしゃるのではないかなと思ったので、この報告を読んで、どうして例えば新規胚にゲノム編集を加えてもいいことにしたのかということ、それなりにこれを読んだだけでもやっぱり分かるようにしておいた方がいいというのは、そのとおりだと思います。

その先はどういう方向性があるのかということについては、私と久慈委員は意見が違ってもいいんですけども、これを読んで分かるようにしておくということが大事だというのはあって、今、既にここに書いたらということをおっしゃったので、それでいいのかもしれないけれども、例えば、私もタスク・フォースの委員であったので、そういうふう聞くのも申し訳ないですけども、事務局の回答として、つまり、それはここからここに書いてあるんだというふうに、今おっしゃっていただけたら、私もそれはいいかなと思うんですけども。それが今ちょっとよく分からなかったなと思うので、全体としては、ここからここにその議論の過程が書いてあるんですよというのがあるんだしたら、もう一回確認させていただけないかと思います。

(前澤企画官) 「1. 検討の背景・状況」のところに、平成16年の「基本的考え方」の一番根幹となる考え方、それからその後の状況の変化というものをまとめてございます。

それから、個別の論点につきましては、まず余剰胚を用いて遺伝性・先天性疾患研究を行うものについては、6ページの一番上、それから研究用新規作成胚の作成を伴う研究については12ページ、それから核置換技術を用いた研究については20ページにまとめてございます。

(青野専門委員) すみません、久慈委員は、その部分では分かりにくいというふうにおっしゃっているんですね。

(久慈専門委員) そうですね。

(米村専門委員) ちょっとすみません、よろしいですか。

(五十嵐会長代理) 米村委員、どうぞ。

(米村専門委員) 私は、結論的に、分かりにくくても仕方がないのではないかと考えております。なぜかと申しますと、基本的に、この報告書にはまだ結論の出ていない部分が幾つも残されているから、ということになります。

いろいろな事情で、何段階にも報告書を分けて出すという形になっておりまして、これまで第一次報告と第二次報告が出ているのですが、まだ積み残しの課題がありますので、恐らく第三次、第四次の報告書が出てくることになるのだらうと思います。

そうしますと、今後の検討課題の部分について、どのような結論になるかを今の時点で明らかにすることはできません。総論的な形で、ここは維持されるけれども、ここは変わるのだというふうに言ってしまうと、それは今後の検討内容を先取りする、あるいは今後の議論の内容を拘束するという要素が出てくるように思います。

そういう書き方は基本的にはできません。これは飽くまで中間報告ですので、とりあえずここまでは検討しました、残された部分は今後引き続き検討します、という書き方しかできないわけです。全体として見たときにどうなるか、今の段階でははっきりしたことは言えません、というのが一番正直な答え方ではないかと思えます。

ですから、それが分かりにくくなるのは、ある意味で当たり前のことです。恐らく、一般の方から見てどういう結論になのかが見えにくくなっているというのは、御指摘のとおりだと思っております。それはまだ全体を見通した整理がついていない段階で、この生命倫理専門調査会ないしCSTIとしても、まだはっきりとした形で結論を言える段階ではないということの表れなのだらうと思います。

とりあえず、今まで進めてきた各論的検討の結論を並べているというのが、この報告書の基本的な内容であり、結局、平成16年の「基本的考え方」の内容のうち、どの部分が維持され、どの部分が変わったのかということが包括的にまとめられるのは全部の結論が出た段階ではないかと思えます。

(五十嵐会長代理) ありがとうございます。

あと28ページに、別添に簡単なまとめがあります。これが今回の第二次報告を踏まえた一つの整理と理解していただきたいと思えます。これを読んでいただくと、かなり理解が深まるのではないかと思います。久慈委員、これを踏まえた上で書き足りないところがあるという御意見でしょうか。

(久慈専門委員) 申し訳ありません、何か議論を遅くしてしまつて。

でも、多分、事務局がおっしゃっているところは、4ページの一冊上の丸の段落ではないかと思うんですね。ここには、確かに「例外としてヒト受精胚を用いた研究が認められる範囲は、従来に比して拡大する可能性がある。」と書いてあるんです。これが、だから非常に大きな文言だと思うんですね。「ただし、新規技術を用いた研究は目的・手段・安全性等において」等々と書いてあって、もちろん最終的にどこまで認めてよくて、どこから先は認めていけないかという結論を出すものではないということとはよく分かります。よく分かりますが、一方である程度その範囲をこの報告書で決めない限り、この次、では文科省、厚労省でいろいろな指針などを作るときに、これはどういうふうに決めたらいいのかということに迷う部分が非常に多くなってきてしまうんじゃないかと思うんですね。

たとえば、「従来に比して拡大する」といっても、どこまで拡大していいのかということですよ。今、五十嵐会長代理がおっしゃったように、28ページに簡単にまとめてはありますが、ただ、これで非常にきれいに分けられたようですけども、でも、研究のデザインを考えるとときには、この枠にはなかなか当てはまらない研究というものもいっぱい出てくると思うんです。

なので、この表を生かすためには、やっぱりそれなりに4ページの一冊上の丸のところを、どういう考え方で新しい研究をどこまで拡大するのかということ、何かちょっと必要性を含めて書けたら、次の議論がしやすくなるし、それから統一性が持てるんじゃないかと思うんですけれども。

(前澤企画官) 申し訳ございません。

今回の御議論と申しますのは、「基本的考え方」というものを起点にして、まずはその枠組みで示されている生殖補助医療研究、それから遺伝性・先天性疾患、あと16年の「基本的考え方」では、その他難病というものもございましたけれども、こういうカテゴリーについて、ゲノム編集技術を導入した場合に、そのようなカテゴリーの研究が全体として容認され得るか否かという観点から御議論いただいたと理解しております。

そして、4ページの正に久慈委員にご指摘いただいた一冊上の丸でございますけれども、より個別の研究について、これはいい、これはふさわしくないというようなことは、もうこの生命倫理専門調査会の場で個別に議論するのは、難しくなっていると、それだけ技術が本当に発展しているので、そこは個別審査に任せましょうというのが、このパラグラフの趣旨でございます。

その上で、生殖補助医療研究ですとか遺伝性・先天性疾患研究ですとか、そういう目的、それから胚の種類によって大きな区分の中で議論をしていただき、さらに、

あとは審査体制等のところですね、24ページ以下でございますけれども、それぞれの区分について、審査の際に気をつけるべきこと、それを現時点で指摘いただけることをこちらにまとめていただいたという形でございます。という考えでそれぞれの研究を容認しているのかと、これは大きく申し上げると、科学的合理性があるか、社会的妥当性があるか、それぞれのカテゴリー全体について、その2つですね、「基本的考え方」に書かれている原則に沿って考えたらどうなるかということ。今書いてあるのはそこまでなんですけれども、更にこれを分かりやすく書くといえますのは、議論の検討の経緯をもう少し詳細に書くということでございます。それとも、あるいは何か例示のようなものを書くということでございます。

(久慈専門委員) すみません、私も完全に、ではこういう文章を埋め込みなさいということを考えてからこの議論を始めているわけではないので、これこれこういうふうにしていただきたいということは言えないんですが、ただ、前に海外でやった大部の報告書がありましたよね。あの報告書の中には、一番最初に、やっぱり賛成意見と反対意見というのはちゃんと書いてあったと思うんです。

研究を進めるということは、人類の福祉とかそういうことに対していい面もあるけれども、でも、それは行き過ぎてしまうとエンハンスメントとか、あとこの12番の先生もおっしゃっていますけれども余りに生物としての多様性が少なくなるとか、そういうことが懸念されるということが書いてあったと思うんですね。

幾ら16年の報告書を下敷きにするといっても、それからやっぱり14年間の間にいろんな知見が出てきたり、それからいろんな実験できる可能性、あるいは臨床応用できる可能性というのは広がってきているので、そのことにやっぱり少し触れておかないと、これは読んだ方が、では16年を踏襲して今に合わせる、あとは個別の新規胚は新規胚、生殖補助医療は生殖補助医療というふうに言われても、中心となる考え方の流れというのが分かりにくいんじゃないかと思うんですね。

またそうすると今度は、先ほど国民に分かりやすい形で発信するとおっしゃいましたけれども、発信するときどこまで書いたらいいのかということが、また難しくなってしまうのではないかと思うんです。

だからある程度ここでは、もちろん中間であるということは前提にしてだと思えますけれども、そうした議論の経緯と、それから議論の進め方と、あとは必要であればこういう項目に分けた理由、ただそれは必要かどうか、もしかするとない方がかえって分かりやすいかもしれないんですが、ということがあった方が読んで方には分かりやすいし、それをもとにしたいろんな指針とか、それから国民への発

信のパンフレットも作りやすいんじゃないかと思います。

(前澤企画官) どうもありがとうございます。

先ほど米村委員に御指摘いただきましたけれども、こちらの生命倫理専門調査会、それからタスク・フォースで、この3年、いろいろな議論を積み重ねていただいていると考えております。

ですので、この第一次報告書にもさかのぼって、もう少し丁寧にその経緯というものが分かる、あるいはなぜこういう議論がそもそも始まったのか、そこが分かるように、五十嵐会長代理とも、福井会長とも相談させていただきながら、少し工夫をしてみたいと思います。

(五十嵐会長代理) ありがとうございます。

4ページが一番上の丸のところをもう少し丁寧に書いて、経緯や議論の進め方、こういう結論に至らざるを得ないような状況がどういうふうになったかということ、を少し追記していただくという、そういうことでよろしいでしょうか。

(米村専門委員) すみません、私は4ページが一番上のところにこれまでの経緯を書き込むことには賛成ではございません。

これは前のところから引き続いた記述なのです。直前の丸は3ページの最後のところですがけれども、ここは、「基本的考え方」の原則論部分を維持すべきであるということを述べている部分です。それを受けて4ページが一番上の丸のところ、しかし「基本的考え方」の一部については見直しが必要であるという趣旨を述べており、具体的には、研究が認められる範囲は拡大する可能性があり、その点は個別に審査することが必要であるということと、個別的な審査に当たっての要件については、別途判断することが望ましいということを述べております。これはこれとして、一つの考え方を示したものですので、ここに今までの検討の経緯をつけ加えるというのは、私は書き方としておかしいと思います。

したがって、検討の経緯を書くのであれば、「基本的考え方」の一部を残すとか残さないというようなことの記述に入る前の、2ページないし3ページの最初のパラグラフのあたりで入れていただくのがよいように思います。

あと、先ほど久慈委員の御指摘の中で、大枠の考え方を出した方がよいということをおっしゃったと思います。私はタスク・フォースのメンバーにもなっておりますが、一昨年からこの問題につき検討させていただいておりますが、先ほど申し上げたことと内容的に重複してしまうかもしれないのですが、この問題は、考え方を

抽象的に明らかにして、そこから演繹的に議論するということができる問題ではないというように私は考えております。タスク・フォースでも、そのような抽象的、総論的な考え方として、どのような考え方によって立つべきかという議論が、できないわけではなかったと思うのですが、しかし、それをしても意見の一致が得られず堂々めぐりになってしまうので、余り建設的ではないという判断のもとで、個々の場面について、そのタイプの研究ができるかできないか、できるとしたら、どのような要件でできるのかという形の議論を進めてきたというところがありました。そういう議論の仕方をしているのは、正にこの4ページの一番上の丸のところに書かれているように、個々別々にそれぞれの研究の状況に対応する形で議論する必要があるという発想に基づいているからだ、ということでもあるわけですね。

したがって、恐らく根本的な問題の整理の仕方が、久慈先生とタスク・フォースの間で違っているのだらうと思います。そういうことがありますので、総論的な形で考え方をまとめて書くということは、そもそもこの報告書の中ではできないし、そのようなことをする前提でこの報告書は作られていないという答えになると思います。

とりあえず現状では、関連する研究をお考えの先生方には、それぞれの各論的な記述においてどういう方向性が出されているかを見ていただくということにならざるを得ないと思います。もちろん、三次報告、四次報告が出た段階で、きちんと生命倫理専門調査会として全体的な方針が固まった場合には、その段階では、それまでの報告書すべてを取りまとめる形で、きちんとした格調高い文章で、原則的・総論的な考え方も含めて記載したものを取りまとめる方がいいと思いますし、それは平成16年の「基本的考え方」を正に上書きするようなものになると思いますが、まだそれが作れる段階に至っておりませんので、今の段階では、こういうもので御容赦いただきたいというのが、私はタスク・フォースを代表しているわけではございませんけれども、タスク・フォースの検討に加わっていた者としての意見でございます。

(五十嵐会長代理) 阿久津委員、どうぞ。

(阿久津専門委員) 第二次報告に関して、私も修正、加筆は要らないんじゃないかなとは思っています。

これはタスク・フォースの議論の中で最終的に出して、それを私たちタスク・フォースの委員が認めて、さらには生命倫理専門調査会でも通ってきたものです。

ただ、今回パブリックコメントでの御意見を反映する形、いろんな御意見があったと思うんですけれども、今回この第二次報告を出す際に、その説明的なところで

こういう意見もありましたとか、この背景をちょっと説明するということが、報告書は報告書で出して、より分かりやすいんじゃないかなというふうには思いません。

(五十嵐会長代理) どうぞ。

(松尾審議官) すみません、事務局からですけれども、もしよろしければ、確かにこの第二次報告書の筋を余り直すべきではないんだろうなと、事務局ながら私もそう思います。

ただし、国民から見て、できるだけ分かりやすくするというのは、御指摘のとおりだと思いますので、もしよろしければ参考資料として、2004年レポ、平成16年レポート、それから第一次報告書をできるだけ抜粋する形で、要するにファクトをうまく整理して書いて、これまでの流れがどうなっていて、この二次報告書がスタートしているのかということ、言ってみれば経緯を少し分かりやすく解説したものを1枚、2枚ぐらい参考資料でくっつけるというのはいかがかなということで、御提案申し上げたいと思います。

(五十嵐会長代理) 久慈委員、いかがですか。そういう方針は。

(久慈専門委員) それも一つの考え方だとは思いますが、ただ、この議論がそもそも始まったというか世界的に始まったきっかけというのは、ゲノム編集技術というもので遺伝子を組み換えることができるようになって、新しい個体を作る可能性も出てきてしまった。それは一律に禁止するという事は、なかなか難しいだろうと。それは技術的に難しいだけでなく、社会的な要請もあって難しいだろうということで、この議論は始まっているわけですね。

これは個人的な見解ですけれども、タスク・フォースの先生方が考えてくださったのも、配偶子や受精卵に対するゲノム編集というものをすぐに臨床応用とか、それからそれを無制限に認めるということはもちろんできないけれども、けれども、ではこの研究に関して、少なくとも日本としては何もしないで、倫理的に16年の考え方に従って、もう本当に例外的に認められたものだけ研究するという形にした方がいいのかどうかということはずっと議論してくださったと思うんですね。

だから私の言いたいことは、やはり基礎研究は必要だということ、この報告書の中で明言した方が、タスク・フォースで考えていただいた議論の大もとの考え方に近くなるんじゃないかと思うんですね。個人的にですけれども、文言として気になるのは、4ページに戻りますけれども、一番上の丸のところですね。気になるのは「例外としてヒト受精卵を用いた研究が認められる範囲は、従来に比して拡大す

る可能性がある。」と書いてあるんですが、これは研究を進めなきゃいけない、あるいは進める必要があるという立場からすると、例外としてかもしれませんけれども、ヒト受精胚を用いた研究を認めなければいけない範囲が拡大する可能性があるという趣旨なんじゃないかと思うんです。

それを書いてしまうと、では臨床応用して多様性が失われたりということを書かなきゃいけなくなると思うんですね。その研究は、結局そちらに結びついてしまうというふうに読めるわけですから。ですので、その文言はここに入れてはどうかなのというのをちょっと考えた次第です。

入れるところとしては、今、御意見があったように、ここでなくてもいいと思います。一番最初の方が適当かもしれません。でも、やはりこれはそれなりに大事なところじゃないかと思うんですけれども。

(五十嵐会長代理) 阿久津委員、どうぞ。

(阿久津専門委員) 恐らくその懸念は、まず報告書だけではなくて、既にこの4月1日に生殖補助医療研究に資するガイドラインが出ておりますので、その大前提としては、平成16年の「基本的考え方」で受精卵を使った研究は、こういう分野でまずは許容されるであろうというものに基づいて、まずガイドラインはできているので、今回のこの第二次報告は、それ以外の目的というの、要は視野に入ってきますよねというところで、この視野に入ってくるかどうかも含めてのまとめがこれですので、なので、やっぱり報告書、この二次報告書を出す段階に一緒になって、そういったこの経緯をより分かりやすい形で説明された方がいいのかなとは思っています。

(五十嵐会長代理) そうしますと、先ほど4ページの一番上の丸のところに経緯、あるいは議論の進め方のプロセスについて書こうというお話がありました。そうではなく、例えば3ページの の上あたりに、簡単に経緯を書くというのはどうかという御意見です。それでよろしいでしょうか。

(久慈専門委員) 僕はそれで結構です。

(五十嵐会長代理) ありがとうございます。

では、事務局、よろしいでしょうか。国民の理解をより深めるために、少し補足的に文章を考えて入れたいと思います。よろしくお願いします。

そのほか、いかがでしょうか。

(松尾審議官) すみません。そういうコンセンサスであれば、それに従ってちゃんと書きますが、本文に加えようとする、もしかするとちゃんと書こうとする、多少

長くないと、逆に分かりにくくなってしまうということもあり得るので、書いてみないと分かりませんが、本文に短く入れながら、詳細は参考でもうちょっと長いものが書いてあって、何かうまく引用するような形で両方読んでもらうようなとか、例えばちょっとそういう工夫も可能性としてはあり得るということをお許しいただけると、大変ありがたいと思います。

(五十嵐会長代理) それでよろしいですね。

飽くまでも理解を深めるためだということですので、やり方は少し考えたいと思います。ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。阿久津委員、どうぞ。

(阿久津専門委員) 第二次報告、パブリックコメントを頂いて本当にありがたかったなと思います。

意見の総数、数について、これは多いとは言えないかもしれないんですけども、ただ、ここの委員会であったり、これまで最近関係してきたパブリックコメント、動物性集合胚であったりとかES細胞のときのパブリックコメントの数よりも多いとは思いますが、あとは何よりこれまでとちょっと違って、御意見を頂いた方々の背景が、今回例えば受精胚、受精卵により身近に感じるような人たちの意見が多かったのかなというふうには思います。

個人的な予想では、結構厳しい意見も多いんじゃないのかなというふうには思っていましたけれども、ある程度ポジティブであったりとか、この二次報告書をよく御理解というか、読み込んでいる方なんだろうなと思えるような御意見だったのかなというふうには思います。

その中でも、今後、例えばガイドラインを作るなり、あるいはこの議論を社会として進めるという過程の中で、すごく参考になるような意見があったように思います。

今後といいますか、これは基本的に研究倫理の、いわゆる制度上のことを中心とした考え方になりますけれども、この技術自体は、要はボーダーレスで、グローバルでもWHOの委員会等も立ち上がっている中で、そういった意見も、あるいは国際的な観点からの意見というのもどんどん進んでいく中で、今後この日本の中でこういった議論を熟成させていき、あるいは制度が必要、どのようなものが必要なんだとか、そういったものも重要になってくるのかなとは思いますが。

それで、社会の、要は懸念点としては、研究はするにしても、こういった議論を

するにしても、閉じた中でやっていないということをどのように提示しながら進んでいけるのかなというのは、これは個人的に、自分への問いかけかもしれないですけども、重要になってくるのかなというふうには思いました。

(五十嵐会長代理) 御指摘ありがとうございます。

小川委員、どうぞ。

(小川専門委員) この報告書を誰が読むのかというと、僕は研究者の立場から研究者も読むわけですね。人の受精胚とか初期胚とか、そういう研究は僕は非常に大事だと思います。それを推進していった方がいいのか、基本的に倫理的な問題もあるし、控えた方がいいのか意見が分かれると思いますけれども、研究を推進した方がいいという立場に立てば、これは若い研究者をエンカレッジしてほしいというのが個人的な希望です。

その意味で、例外的にやってもいいよというよりは、もちろん例外的なのかもしれませんが、研究は一生懸命に行ってほしいし、応援していただくというような、そういうニュアンスが出るような報告書がいいなというふうに、個人的には思います。個人的な意見です。

(五十嵐会長代理) ありがとうございます。

青野委員、どうぞ。

(青野専門委員) すみません、今「研究者が読む」というふうにおっしゃったんですけども、これは一般の人が、それなりに関心のある一般の人が読むということも、やはり前提にしているものだと私は理解しておりますし、あと研究者のお立場からすれば、それはエンカレッジするというような意味合いが入っていてほしいというお気持ちは分かるんですけども、この報告書の趣旨から言うと、それは別にエンカレッジするために書くものというふうにも思えないので、それはニュートラルに、別にこれを読めば、むしろこれまでよりは、よほど研究可能性を広げるような内容になっているわけで、あえて何かエンカレッジするという意味合いをつけ加える必要はないというふうに、個人的には思います。

(五十嵐会長代理) 御意見ありがとうございます。

では、今日いろいろ御意見いただきましたけれども、特に一般の方が読んだときにでも経緯やこれまでの議論の進め方が理解できるような文言は、少し足していただきたいという意見がこの委員会で出ました。事務局と相談して修正案を作らせていただきたいと思います。

それができた後、皆さんに見ていただいて確認を頂くということによろしいでしょうか。

では、その作業につきましては、座長である私に御一任いただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

では、この原案に少し修正を加えたものを次回のCSTIの本会議に議題として、上げさせていただきたいと思います。本会議はいつですか。

(松尾審議官) すみません、スケジュールは官邸のスケジュールです。ちょっと明確には、申し訳ないです。

(五十嵐会長代理) 失礼しました。

(松尾審議官) はい、近々。

(五十嵐会長代理) 分かりました。それに間に合うように作業をするということによろしいでしょうか。

ありがとうございます。

では、続きまして議題4ですけれども、「今後の議題の進め方について」、事務局から説明をお願いしたいと思います。

(長谷部参事官) 資料4の御用意をお願いいたします。

今後の議論の進め方という1枚紙でございます。

特に今年に入りましての調査会、あるいはタスク・フォース等で、いろいろ今回の二次報告のまとめに当たりまして御意見を頂いておりまして、その際の今後の宿題事項といえますか、報告書の方にも書かせていただいておりますが、その一つであります審査体制についてということで、まずは7月あたりから議論をさせていただければと考えております。

これも報告書案の方にも書いてありますが、今年の秋頃をめどに、文部科学省・厚生労働省における検討状況の報告と。こちらは大きく2つありまして、今回の報告書を受けまして作成します文科・厚労の基礎研究に係るガイドライン案について、それから臨床応用について厚生労働省を中心に検討されていかれると思いますので、その検討状況の報告ということで、その2点を考えております。

あとは、報告書は調査会の先生の御意見で、市民等の対話も今後は重要だということで、1、2のように、1つは国際的なということで、フランスの国家生命倫理

委員会の議長が9月に来日されるということなので、その機会を捉えまして意見交換を実施する予定です。結果につきましては、こちらの調査会の方に概要を御報告するという方向で調整したいと考えています。

それから、市民との対話で日本学術会議との連携を含め、シンポジウム等を検討中でございます。

以上でございます。

(五十嵐会長代理) どうもありがとうございました。

では、ただいま御説明がありましたけれども、今後の議論の進め方について、何か御意見等、あるいは質問でも結構ですけれども、ございますでしょうか。

(甲斐専門委員) 確認ですが、審査体制について何を議論するかということ、かねてから出ている一元的にやるかとか、二元的にやるかとかいうこと、それから構成員をどうするかとかということが中心になりましょうか。どういうことを中心に審査体制について検討するかというのは、ある程度、具体的に言っていただくと準備しやすいので、お願いいたします。

(五十嵐会長代理) 今、何かお答えできますか。

(前澤企画官) 甲斐委員に今御指摘いただきましたような、そもそもの審査体制についての御意見も、今までの議論の中で幾つか頂いてございます。

それから、今の審査で、もし課題があるとすればどういうところなのか、それから、その課題といいますのは体制を変えなければいけないものなのか、それとも運用の工夫でもう少し改善されるものかなど、幾つかの論点があると考えております。

(五十嵐会長代理) 甲斐委員、よろしいですか。

(甲斐専門委員) 現段階ではそれぐらいでしょうね。

(五十嵐会長代理) もし何か御意見がありましたら、事務局の方に出していただきたいと思えます。

そのほか何かございますか。神里委員、どうぞ。

(神里専門委員) 今後、この報告書に基づいて指針策定の準備に取りかかっていくと思うんですけども、それとここに書いてある今後の進め方の7月から9月の審査体制というのは、かなり関係する部分もあると思えます。

それについては、双方どういうふうな形で、多分9月というのが一つのめどにな

って、そこで状況報告をお互いし合うということになると思うんですけども、そのリンクというのはどうなるんでしょうか。

(五十嵐会長代理)事務局、お願いします。

(松尾審議官)率直に申し上げて、特に指針の検討に反映されることになると思うんですけども、ここでの検討の結果、コンセンサスがもし9月までに得られていれば、そこで後に来るガイドラインの検討状況の報告のときに反映すべきものは反映していただくということになると思います。

(五十嵐会長代理)よろしいですか。そのほかはいかがですか。

どうもありがとうございました。

幾つか質問も戴きました。理解が深まったかと思います。もし、今後の議論の進め方について、改めて御意見があるようでしたら事務局の方に御連絡いただきたいと思います。

それでは、議題の5の「その他」に移りますけれども、何か連絡事項等ありますでしょうか。

(長谷部参事官)参考資料1を御用意いただければと思います。

先ほど少し触れさせていただきましたが、市民との対話が重要だと、指摘がいろいろなところから調査会を含めて御意見を頂いておりますので、今年の5月11日土曜日、14時30分から16時という時間帯で、日本科学未来館においてトークセッション「ヒト受精卵での研究 どう考えますか?」というタイトルで意見交換を行ってございます。

主催は日本科学未来館で、共催は内閣府でございました。対象は高校生以上ということで、案内は後ろの方についておりますが、こちらのスケジュールに沿って、今日は御欠席ですが、調査会の加藤先生とタスク・フォースの石原先生に受精卵全般の取り巻く状況を御説明いただいて、意見交換を行っています。

参加者数は、一般80名、着席が40名、40名の立ち見も当日ございまして、定員以上の方に御参加いただきました。

プレスからも大分御関心を持っていただきまして、5社9名の方に御出席いただいております。

結果のところですが、石原先生、加藤先生からスライドを使って丁寧にゲノム編集技術をめぐる状況について御説明いただいて、率直な意見交換ができました。

頂いた御意見の概要等も書いており、例えば2ページの一番上のあたりで、「どんな社会をえがくのか話し合いの大切さを感じた」、「こういった議論をされていくことを多くの国民が知らないことが問題だ」、「同じテーマで継続的に同様のイベントを開催してほしい」ということで、開催場所が科学未来館ということで非常にもともと御興味があった方が多いのかもしれないですが、非常に有益で今後もこういう機会を持ってほしいというのが全般的な御意見だったというふうに感じております。

先ほどの今後の予定のところでも御説明させていただきましたが、今後も機会を捉えて、こういった市民との議論も継続的に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

(五十嵐会長代理) どうもありがとうございました。

何か御質問はありますか。よろしいですか。

では、次回の生命倫理専門調査会の日程等について、事務局から御説明をお願いいたします。

(長谷部参事官) 次回の生命倫理専門調査会の日程につきましては、7月17日水曜日、14時から16時を予定しております。

議題の方は、先ほど御承認いただきました審査体制についてが中心になるかと思っております。よろしく願いいたします。

注意事項としまして、ドッチファイルの方については、次回使用させていただきますので、机上に残したままでお願いいたします。

本日の議事録については、皆様の御確認を頂いた上で、またホームページに掲載していきたいと思っております。次回の生命倫理専門調査会で了解を得た上で正式版とさせていただきますことを、いつものとおりでございますが、予定しております。

また、本日お帰りの際には、正面玄関の門衛のところでも一時通行証を返却してお帰りいただきますよう、細かい点でございますが、よろしく願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

(五十嵐会長代理) 何か、青野委員、どうぞ。

(青野専門委員) 追加で事務局にお願いなんですけれども、特にWHOだと思っておりますけれども、この間に国際的な動向で、このことに関連する動きというのがあると思

うので、その辺を多少まとめて次回御紹介いただけないでしょうかというお願いです。

(松尾審議官) 明確に書いていないですが、そのつもりでございますので、今日、加藤先生はいらっしゃらないですが、加藤先生も正に御出席されていますので、どこかうまいタイミングで御報告を随時させていただきたいと思います。

(五十嵐会長代理) 是非よろしく申し上げます。

では、そのほかよろしいでしょうか。

では、これで第116回の生命倫理専門調査会を終了したいと思います。

今日はどうもありがとうございました。